

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月13日
【会社名】	東洋埠頭株式会社
【英訳名】	TOYO WHARF & WAREHOUSE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原 匡史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目8番8号
【縦覧に供する場所】	東洋埠頭株式会社 川崎支店 (神奈川県川崎市川崎区扇町13番1号) 東洋埠頭株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市此花区梅町二丁目4番72号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長原匡史は、当社の第115期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。